

[チェーンソー取扱い業務特別教育 カリキュラム]

<対象者>

チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務作業
者

<根拠法令>

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）

労働安全衛生規則第36条8号の2（特別教育を必要とする業務）

<学科教育カリキュラム> 午前9時開講

講習 内容	1. 伐木作 業に関する知 識	2. 0時間
	2. チェー ンソーに関す る知識	2. 0時間
	3. 振動障 害及びその予 防に関する知 識	2. 0時間
	4. 関係法 令	1. 0時間
	合計	7. 0時間

<実技教育カリキュラム> 午前9時開講

講習 内容	1. 伐木の 方法	2. 0時間
	2. チェー ンソーの操作	2. 0時間
	3. チェー ンソーの点検 及び整備	2. 0時間
	合計	6. 0時間